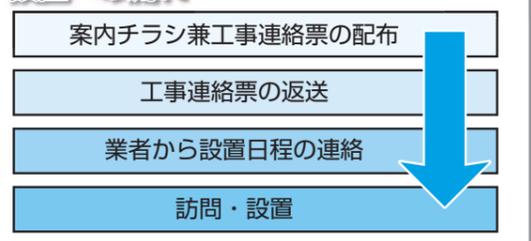


防災行政無線 戸別受信機 7月から滝野地域で設置を始めます

7月から、滝野地域で防災行政無線戸別受信機の設置工事を始めます。滝野地域のみなさんには、この広報とともに案内チラシ兼工事連絡表をお届けいたしますので、必要事項を記入のうえ、ご返送ください。
※案内チラシ兼工事連絡表をお持ちでない方は、防災課までお問い合わせください。

設置への流れ



ハガキになっています。切り取って投かんしてください。

市や設置業者が設置費用や受信機の使用料を請求することは一切ありません。不審に思われることがあれば、すぐに防災課までご連絡ください。

防災行政無線試験放送開始のお知らせ

7月から、毎週日曜日の19時30分に試験放送を実施します。音声途切れるなどの不都合があれば、下記のコールセンターへご連絡ください。

加東市防災行政無線コールセンター ☎38-7949 受付時間 平日の9時から18時まで 休日・夜間の受付 080-9269-9693

設置を始めている地区 **社地域全域**
※工事連絡表をまだ返送していない方は、速やかにご返送ください。
東条地域への設置予定 **10月頃～**

問い合わせ 協働部防災課(庁舎4階) ☎43-0403

消費生活センターからのお知らせ 健康食品に関するトラブルが増えています

健康食品に関するトラブルでは、これまで、注文していない商品が突然送られてきて、料金を請求される『送り付け商法』の相談が多く寄せられていました。

しかし、「テレビやSNSで、お試しのキャンペーンだと思って申し込んだら、定期購入を契約してしまっていた」というケースの相談が、平成27年度から増加しています。何もしなければ定期購入を契約したことになるなどの、定期購入を前提としたキャンペーンも数多くあります。細かい注意書きに十分気を付けましょう。

困った時には、すぐに消費生活センターへご相談ください。電話での相談も可能です。相談は無料で、秘密は厳守します。

問い合わせ
加東市消費生活センター
(庁舎1階・市民生活部生活課内)
☎43-0502

今月のマイナンバー情報

マイナンバーカード 休日受け取り窓口を開設します

開設日時 7月16日(土)・24日(日)
8時30分から12時まで
開設場所 市民生活部市民課(庁舎1階)

◆カード受け取り時に必要なもの

1. 市民課からお送りしたハガキ(個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書)
2. 通知カード(マイナンバーが記載された紙製のカード)
3. 本人確認書類(住民基本台帳カードをお持ちの方は、必ずご持参ください)

◎1点でよいもの 運転免許証・住民基本台帳カード・パスポートなど、公的機関が発行した顔写真付きの証明書

◎2点必要なもの 健康保険証・年金手帳・介護保険証・後期高齢者医療被保険者証などの公的機関が発行した、顔写真の付いていない書類

郵送やインターネットでマイナンバーカードの発行を申請された方は、申請者ご自身に、市民課窓口でカードを受け取っていただかなければなりません。お仕事の都合などで市役所の開庁時間(平日の8時30分から17時15分まで)内にお越しになれない方は、この機会をぜひご利用ください。

なお、地区・自治会で開催した説明会で申請された方は、マイナンバーカードが、『本人限定受取郵便』でご自宅に届きます。到着までしばらくお待ちください。

問い合わせ 市民生活部市民課(庁舎1階) ☎43-0390



給水停止処分の様子

上下水道部管理課
水道お客さまセンター(庁舎3階)
☎43・0539

給水停止処分により、いかなる損害が生じて、加東市は一切の責任を負いません。

督促や催告を行っても、料金を納付しない滞納者には、法律に基づいた『給水停止処分』を実施します。

水道料金や下水道使用料は、施設の維持管理やサービスに使われる大切な財源です。これらの料金が滞納になると、事業の運営に支障をきたすこととなります。必ず納期限までに納めてください。

なお、失業や病気など、予期しない事情により一時的に納めることが困難な場合は、そのまま放置せず、早急にご相談ください。

やむを得ないと市が認めた場合に限り、納付誓約による分割納付などの猶予措置を行う場合があります。

問い合わせ

上下水道料金滞納整理強化月間 滞納はさせない! 許さない!

集中訪問徴収で滞納整理を強化します!

上下水道利用者の公平性を確保するため、今年度は7・12・2・3月を滞納整理強化月間とし、一斉訪問徴収を実施します。期間中は、昼夜を問わず、滞納者宅を訪問し、滞納料金の回収と納期限の厳守、自主納付についての指導を徹底します。

督促や催告を行っても、料金を納付しない滞納者には、法律に基づいた『給水停止処分』を実施します。

給水停止処分により、いかなる損害が生じて、加東市は一切の責任を負いません。

給水停止処分を実施しても、なお料金を納付しない場合は、財産調査を実施し、給与や預金などを差し押さえます。

財産の差し押さえは、滞納者の意思に関わらず実施できる強制処分であり、金融機関や勤務先からの信用を確実に失います。

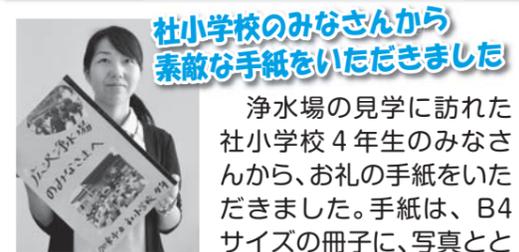
水道料金や下水道使用料は、施設の維持管理やサービスに使われる大切な財源です。これらの料金が滞納になると、事業の運営に支障をきたすこととなります。必ず納期限までに納めてください。

なお、失業や病気など、予期しない事情により一時的に納めることが困難な場合は、そのまま放置せず、早急にご相談ください。

やむを得ないと市が認めた場合に限り、納付誓約による分割納付などの猶予措置を行う場合があります。



ありがとうございました



杜小学校のみなさんから
素敵な手紙をいただきました

浄水場の見学に訪れた杜小学校4年生のみなさんから、お礼の手紙をいただきました。手紙は、B4サイズの冊子に、写真とともに貼られており「きれいで安心な水を作ることには、たくさん手間がかかっていることがわかりました」「これからも水を大切にしたいです」など、見学で分かったことや感想がきれいにまとめられています。

見学で学んだことをいかして、これからも水を大切に使用してください。素敵なプレゼントをありがとうございました。

無料点検を
していただきました

水道週間の活動として、加東市上下水道工事業組合のみなさんに、市内の保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校の水回りを無料で点検していただきました。

下水道に異物を流さないでください!

加東市内の下水道マンホールポンプに、布片等の異物が混入する事案が、たびたび発生しています。

ポンプは、上流の下水道管内の汚水を下流部へ送る重要な装置です。下水道管に下着やタオル、プラスチック片等が混入すると、ポンプにからまって異常停止するとともに、ポンプが壊れたり、汚水がマンホールからあふれたりする事故にもつながります。

水に溶けない異物は、下水道には絶対に流さないでください。油脂や調理くず、ポケットティッシュやおしりふき等は、一般家庭用ごみとして処理してください。



『そのまま流せる』ものでも流さないで!

使い捨て雑巾など『水に流せる』と書かれている商品がありますが、トイレトーパー以外の紙は下水道管の中で固まり、ポンプの異常停止や故障の原因になります。絶対に流さず、一般家庭用ごみとして処理してください。

